

徳島盲ろう者友の会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「徳島盲ろう者友の会」と称する。

(所在地)

第2条 本会事務局は、徳島県徳島市中島田町4丁目4番4 特定非営利活動法人聴覚・ろう重複障害者生活支援センター内に置くものとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、盲ろう者とそれに関わるすべての人の人権を尊重し、盲ろう者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 盲ろう者への情報保障及び、盲ろう者理解に対する社会への啓発
- (2) 県内盲ろう者の実態を把握し、会への参加を呼びかける
- (3) 盲ろう者の社会参加を促進するための交流事業
- (4) 会報（機関紙）の発行
- (5) その他、本会の目的を達するために必要な活動

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人であり、総会における議決権を有する。
- (2) 家族会員 本会の目的に賛同して入会した盲ろう児・者とその家族を1単位とし、総会における議決権を有する。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した個人であり、総会における議決権を有しない。
- (4) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した団体であり、総会の議決権を有しない。

(資格)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 前条の目的に賛同する盲ろう者であること。
- (2) 盲ろう者を理解し、社会参加を支援しようとする個人又は団体であること。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、役員会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役 員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 2名 |
| 3 事務局長 | 1名 |
| 4 事務局次長 | 2名 |
| 5 会計 | 2名 |
| 6 書記 | 2名 |
| 7 機関紙部 | 2名 |
| 8 ふうわ部会部長 | 1名 |
| 9 監事 | 2名 |

10 会長、副会長1名は盲ろう者に限り、他はこの限りではない。
2 その他、会長及び役員会が必要とする役職を置けることとする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。会長及び副会長は、役員の互選とする。

(役員の職務)

第15 条 会長は本会を代表し、会の運営全般を総括する。

会長は役員を隨時召集することができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その任務を代行する。
- 3 事務局長は本会の事務全般を把握し、諸事務を行う。
- 4 会計は本会の会計事務を担当する。
- 5 書記は活動・役員会等の記録を行う。
- 6 役員は役員会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査し、監査結果を総会に報告する。
 - (2) 役員の執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は役員会の召集を請求し、若しくは召集すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反又その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第 5 章 総 会

(種別)

第 18 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- ① 規約の変更
- ② 解散
- ③ 解散した場合の残余財産の処分
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員の選任及び解任、職務
- ⑦ 会費の額

- ⑧ 長期借入金又は権利の放棄、義務の負担
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他会の運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は毎年 1 回開催する。臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(1) 正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前項第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半 数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により、表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決において、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議決の結果、選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は押印しなければならない。

第 6 章 役 員 会

(構成)

第 28 条 役員会は、役員をもって構成する。

(機能)

第 29 条 役員会は、この規約で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第 30 条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 役員会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第 33 条 役員会における事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各役員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、前条及び次条第 1 項の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4 役員会の議事について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付託すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第38条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設置及び使用)

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び修正)

第41条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この会の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 44 条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 45 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 合併

2 前項第 1 号の事由によりこの会が解散するときは正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この会が解散(合併による解散を除く。)したときに残存する財産は会長に譲渡するものとする。

(合併)

第 47 条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 9 章 雜 則

(細則)

第 48 条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

細則 1. 慶弔見舞金等支給については、対象は正会員本人のみとし、その都度三役で定める。

(附則)	本規約は	2000（平成 12）年 5 月 26 日より施行する。
(附則)	本規約は	2005（平成 17）年 5 月 7 日より施行する。
(附則)	本規約は	2006（平成 18）年 5 月 21 日より施行する。
(附則)	本規約は	2008（平成 20）年 4 月 26 日より施行する。
(附則)	本規約は	2010（平成 22）年 4 月 24 日より施行する。
(附則)	本規約は	2014（平成 26）年 4 月 26 日より施行する。
(附則)	本規約は	2016（平成 28）年 4 月 23 日より施行する。
(附則)	本規約は	2020（令和 2）年 4 月 18 日より施行する。
(附則)	本規約は	2022（令和 4）年 4 月 16 日より施行する。
(附則)	本規約は	2023（令和 5）年 4 月 15 日より施行する。